

公害の防止に関する条例施行規則新旧対照表

改正案		現行	
(別表第1) (第4条関係) 特定施設		(別表第1) (第4条関係) 特定施設	
1～6	略	1～6	略
7	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定する <u>卸売市場</u> に設置される水産物に係る施設であつて、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が200平方メートル以上1,000平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） (1) 卸売場 (2) 仲卸売場	7	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第4項に規定する <u>地方卸売市場</u> に設置される水産物に係る施設であつて、次の各号に掲げるもの（これらの総面積が200平方メートル以上1,000平方メートル未満の事業場に係るものに限る。） (1) 卸売場 (2) 仲卸売場
8	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する <u>自動車特定整備事業</u> の用に供する洗車施設であつて、自動式車両洗淨施設以外のもの（屋内作業場の総面積が300平方メートル以上800平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）	8	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定する <u>自動車分解整備事業</u> の用に供する洗車施設であつて、自動式車両洗淨施設以外のもの（屋内作業場の総面積が300平方メートル以上800平方メートル未満の事業場に係るものに限る。）
9	略	9	略